

第3次岐南町男女共同参画プラン



令和2年3月策定
令和3年4月改訂

岐南町

目次

第1章 プランの基本的な考え P1～3

1	プラン策定の目的	1
2	プランの期間	1
3	プランの位置づけ	1
4	プラン策定の背景	2
5	プランの検証	3

第2章 岐南町の現状（プランの背景） P4～17

1	町の全体像	4
2	町の人口状況	4
3	町の審議会等への女性登用状況	5
4	住民意識調査及び国・県の調査結果から見えてくる現状	6
	(1) 男女の地位の平等について	
	(2) 婚姻関係と共働きの状況について	
	(3) 家事の分担について	
	(4) 介護の現状について	
	(5) 男性の育児休暇について	
	(6) 法令・用語について	
	(7) DVやセクハラ等の行為をなくすために必要なことについて	
	(8) 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なことについて	

第3章 プランの基本目標と施策の方向 P18～27

1	基本理念	18
2	プランの基本目標とする施策の方向	18
	体系図	19
	基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	20
	基本目標 2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	22
	基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり	24
	基本目標 4 男女の人権を侵害する暴力の根絶と、 安心して暮らせるまちづくり	26

第4章 プランの推進体制 P28～29

	プランの推進	28
--	--------	----

第1章 プランの基本的な考え

1. プラン策定の目的

第3次岐南町男女共同参画プランは、社会状況の変化に対応した今後の男女共同参画施策の方向性やあり方を示し、男女が共に生きやすい社会の実現を目的とします。

2. プランの期間

このプランの期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、期間内であっても社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

3. プランの位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項※に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含するものとし、その部分を「岐南町DV防止対策基本計画」として位置づけます。このプランの第3章の基本目標4(1)「あらゆる暴力の根絶」が該当します。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含するものとし、その部分を「岐南町女性活躍推進計画」として位置づけます。このプランの第3章の基本目標1、2、3及び第4章が該当します。
- (4) 岐阜県（以下「県」という。）が平成29年に行った「男女共同参画に関する県民意識調査」や、岐南町（以下「町」という。）が令和元年7月に行った「住民意識調査」の結果を反映させ、地域の特性に応じた施策の方針を明らかにしたものです。
- (5) 国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」、町の「岐南町第6次総合計画」、「岐南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「人権施策に関する基本計画」、「第3次すこやかライフぎなん」、「第3期岐南町地域福祉計画」等、関連する各種計画との整合を図っています。

※ 男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

4. プラン策定の背景

1. 男女共同参画に関する国、県、町の動向

(1) 国の動き

年号	国の動き
昭和 50 (1975) 年	・国際婦人年を契機に、総理府（現在の内閣府）に「婦人問題企画推進本部」を設置
昭和 52 (1977) 年	・女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」策定
昭和 60 (1985) 年	・「男女雇用機会均等法」公布など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准
平成 3 (1991) 年	・子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる「育児休業法」公布
平成 11 (1999) 年	・男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」成立
平成 12 (2000) 年	・「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」策定
平成 13 (2001) 年	・配偶者からの暴力（DV）にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）公布
平成 17 (2005) 年	・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
平成 19 (2007) 年	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 22 (2010) 年	・実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成 25 (2013) 年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正及び施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）改正及び施行
平成 27 (2015) 年	・事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）公布 ・男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」策定
平成 28 (2016) 年	・「第1回働き方改革実現会議」開催
平成 29 (2017) 年	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）一部改正
令和 2 (2020) 年	・ポストコロナの新しい日常の基盤となることを目指した「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」策定

(2) 県の動き

年号	県の動き
昭和 61 (1986) 年	・「岐阜県婦人行動計画」策定
平成 6 (1994) 年	・「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」策定
平成 11 (1999) 年	・「ぎふ男女参画プラン」策定
平成 15 (2003) 年	・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行
平成 16 (2004) 年	・「岐阜県男女共同参画計画」策定
平成 18 (2006) 年	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成 21 (2009) 年	・「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定
平成 26 (2014) 年	・「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）」策定
令和元 (2019) 年	・「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」策定

(3) 町の動き

年号	町の動き
平成 12 (2000) 年	・男女共同参画担当を総務課に設置 ・「岐南町第4次総合計画基本計画」策定（男女共同参画を含む）
平成 22 (2010) 年	・「岐南町男女共同参画プラン」策定 ・「岐南町第5次総合計画基本計画」策定（男女共同参画を含む）
平成 27 (2015) 年	・「第2次岐南町男女共同参画プラン」策定
令和 2 (2020) 年	・「第3次岐南町男女共同参画プラン」策定 ・「岐南町第6次総合計画基本計画」策定（男女共同参画を含む）

5. プランの検証

このプランでは、数値による評価が可能なものについては、施策ごとに指標を設定しています。これらの指標を活用し、進捗状況や成果を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映していきます。「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価・検証（Check）」、「改善（Action）」のサイクルの中で、施策の実効性を高めていきます。

第2章 岐南町の現状（プランの背景）

1. 町の全体像

町は、岐阜県の玄関口・交通の要衝として生活の利便性が高く、充実した子育て支援などの施策により、新しい家族が集まるまちです。

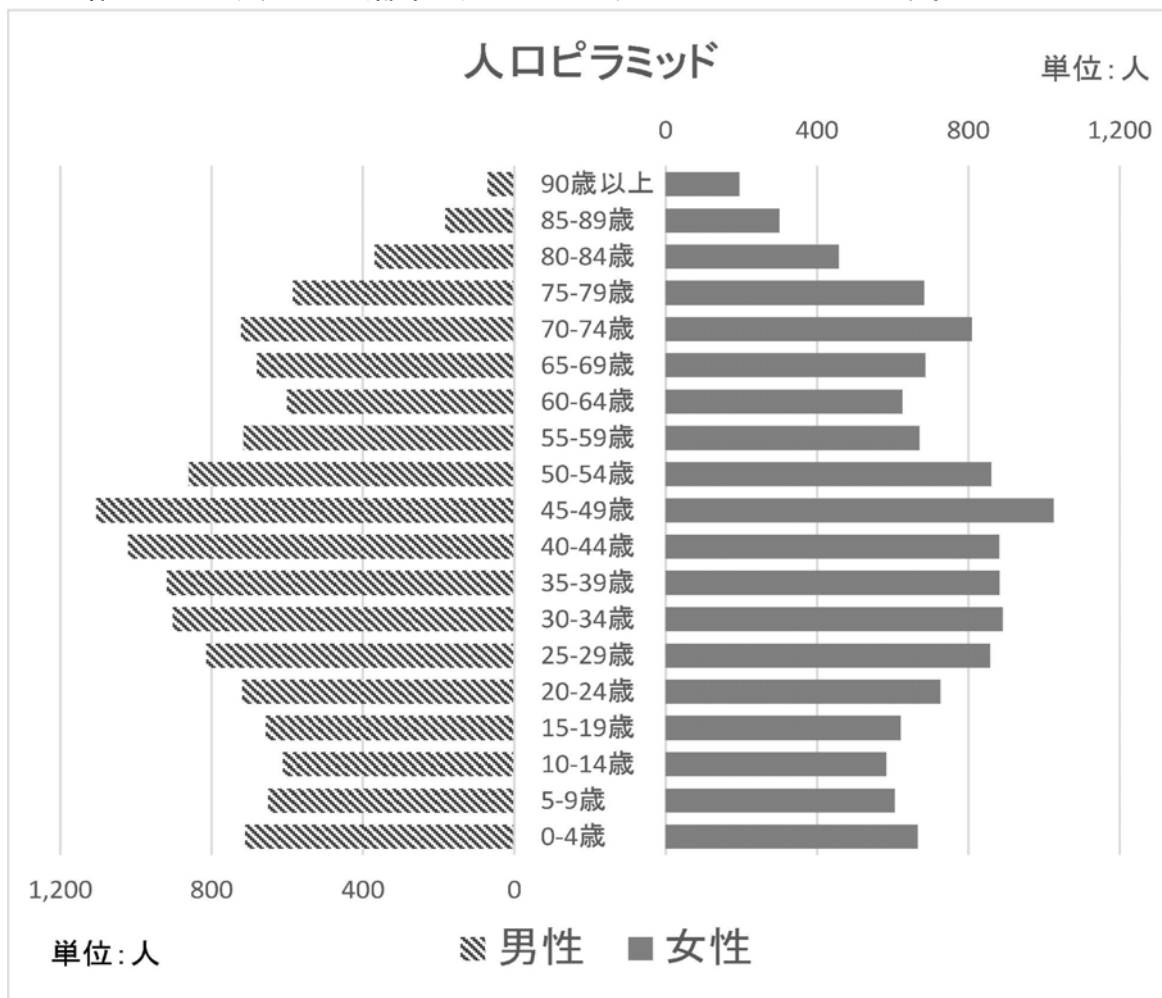
県庁所在地岐阜市に隣接し、名古屋市へは約 30 kmと近距離に位置しています。鉄道はJR東海道本線と名鉄名古屋本線が通り、岐阜市や名古屋市への交通手段として幅広く利用されています。

また、国道 21 号と 22 号・156 号が交差する岐南インターチェンジなど、利便性の高い道路網が形成されており、近隣市町はもちろん、東海北陸自動車道を通じた広域的なアクセスにも恵まれています。

2. 町の人口状況

町の人口は、令和 2 年 1 月 31 日現在で 25,926 人（男性 12,894 人、女性 13,032 人）となっており、増加傾向にあります。

年齢構成別では 40 代の子育て世代の人口が最も多く、それに伴い 0～4 歳の人口が増加しており、星型（都市型）の人口ピラミッドとなっています。



資料：住民課「住民基本台帳（令和 2 年 1 月 31 日現在）」

3. 町の審議会等への女性登用状況

男女共同参画社会実現のためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定の場に参画し、個性と能力を発揮し、ともに責任を担うことが必要です。

しかし、町の各種審議会等への女性の参画状況を見ると、平成27年から横ばいで推移しており、女性が含まれていない審議会等もあります。

【町の各種審議会等（法令・条例等に基づくもの）への女性の登用状況】

（各年4月1日現在）

年度	女性の占める割合（％）
平成27年度	29.8
平成28年度	28.0
平成29年度	30.9
平成30年度	30.7
平成31年度	29.2

資料：総務課

【町の行政委員会への女性の登用状況】

（平成31年4月1日現在）

委員会等名	総数 （人）	うち女性数 （人）	女性の占める割合 （％）
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
監査委員	2	1	50.0
農業委員会	11	0	0.0
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
総数	24	3	12.5

資料：総務課

【町の管理職への女性の登用状況】（各年4月1日現在）

年度	女性の占める割合（％）
平成27年度	26.5
平成28年度	25.0
平成29年度	22.9
平成30年度	23.3
平成31年度	26.7

資料：総務課

4. 住民意識調査及び国・県の調査結果から見えてくる現状

【調査概要】

1) 調査の目的

「岐南町男女共同参画プラン」の見直しに先立ち、住民のみなさんに男女の地位の平等、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、男女の人権などについての意識を聴取し、プラン策定の基礎資料を得ることを目的として調査を実施しました。

2) 調査方法

調査対象者	町在住の20歳以上の方
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和元年7月1日～7月22日

3) 回収結果

単位：枚

配布数	1,000
回収数	338 (33.8%)
有効回答数	335 (33.5%)

4) 図表の見方

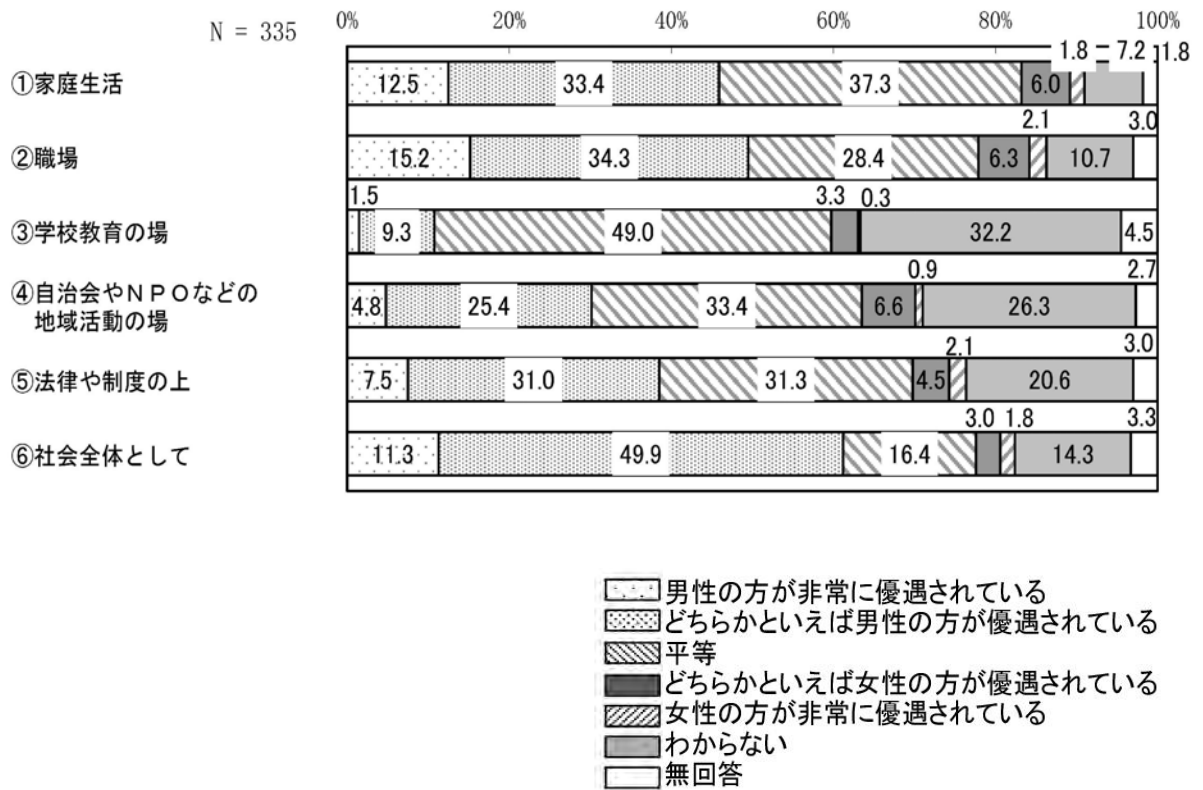
- ① 回答の比率は、その設問の回答数を基数（n）として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- ② 回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。
- ③ 有効回答とした中には、性別、婚姻の有無の不詳があります。したがって、全体の回答数と属性別の回答数の合計が一致しない場合があります。

(1) 男女の地位の平等について

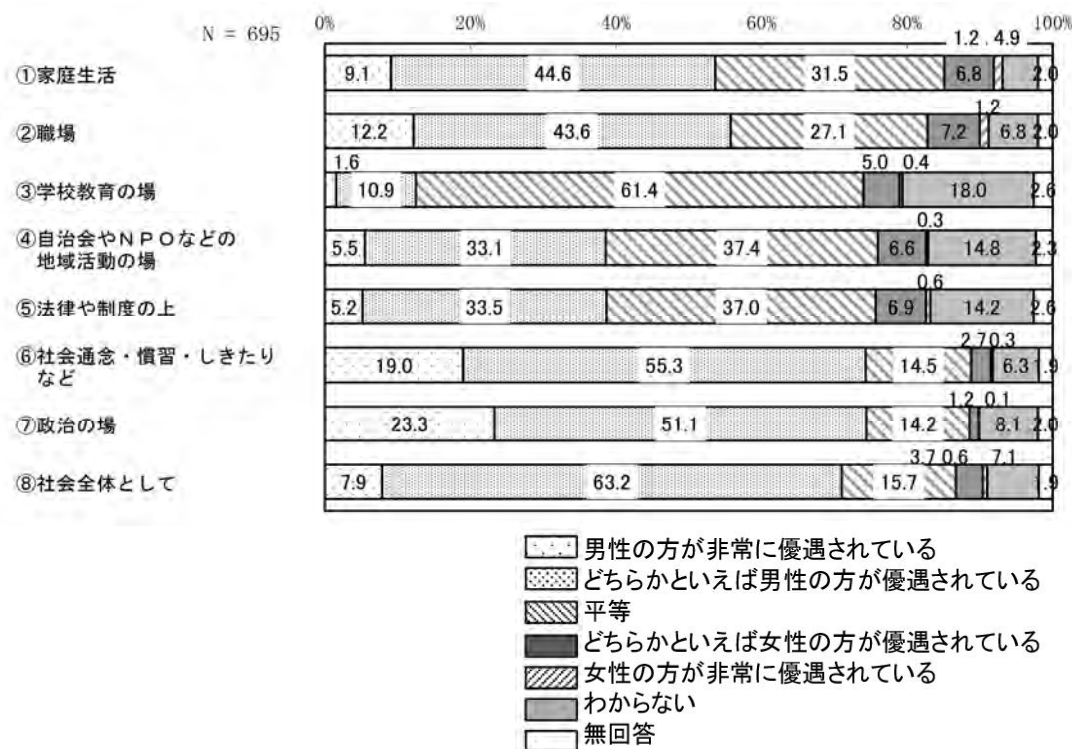
図表1は、町在住の方が、家庭生活、職場、学校教育の場や地域において、また、習慣等や政治など社会の仕組みについて、男女の地位が平等になっているかをお聞きした結果です。「平等」と答えた方は、③学校教育の場が49.0%と最も高く、次いで①家庭生活が37.3%、④地域活動が33.4%の順となっています。「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた男性優遇は、③学校教育の場を除く5項目で30%を超えており、中でも⑥社会全体としてでは61.2%となっています。一方で、女性優遇が10%を超えている項目はありませんでした。

また③学校教育の場が、町では49%の方が平等と感じていることに対して、国は66.4%、県は61.4%という数値が出ており、町としては低い数値結果が出ました。

【図表1 男女の地位の平等（町 全体）】

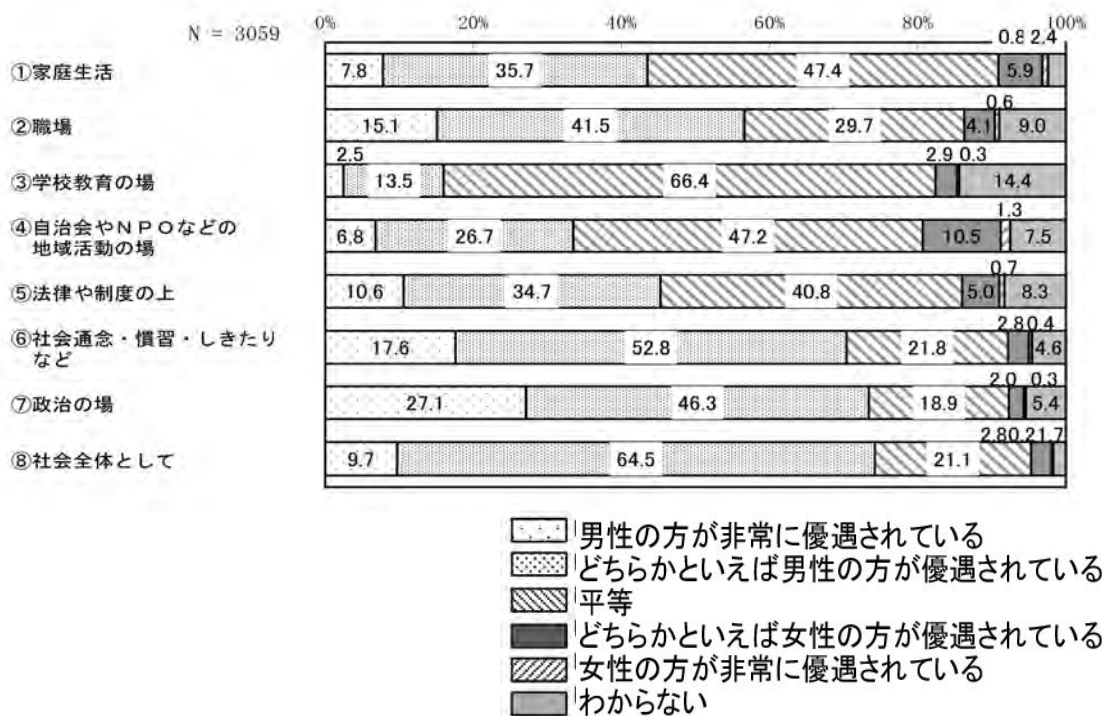


【図表2 参考（男女の地位の平等について 県調査）】



出典：県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成29年）」

【図表3 参考（男女の地位の平等について 国調査）】

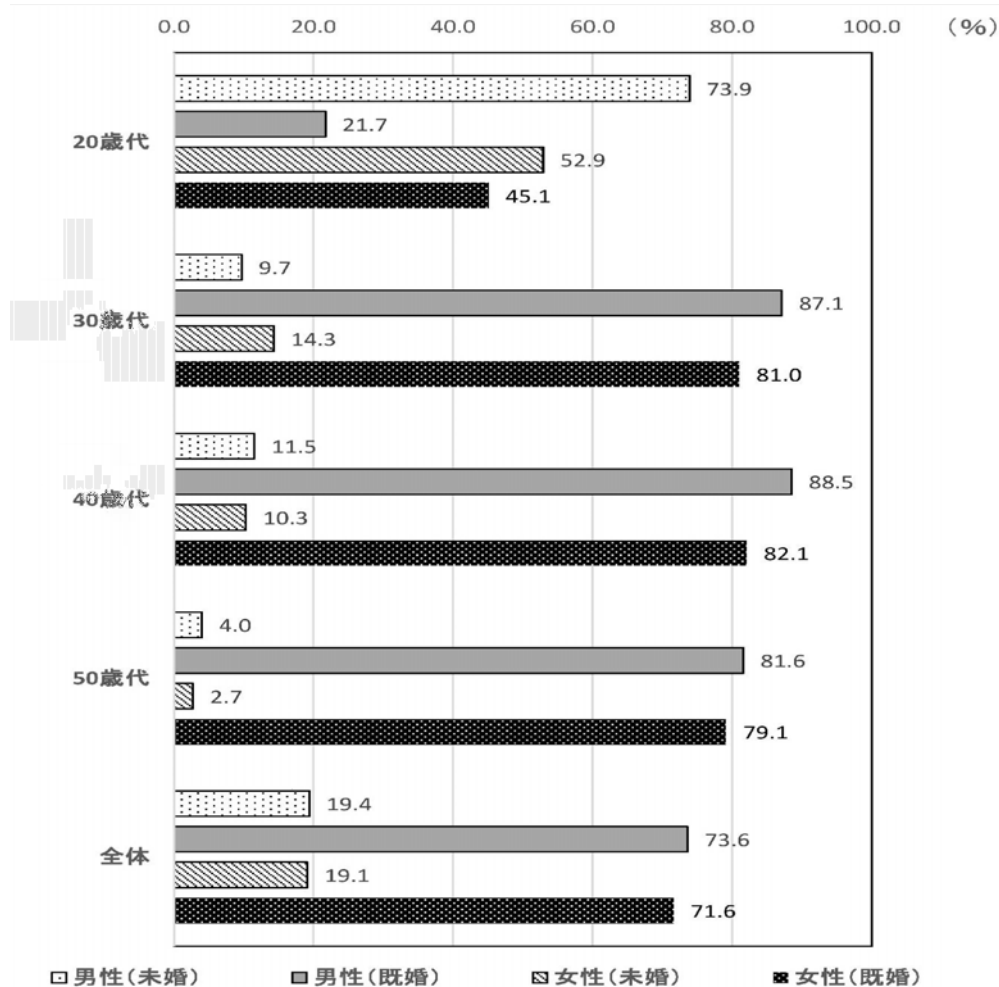


出典：世論調査「男女共同参画社会に関する意識について（平成28年）」

(2) 婚姻関係と共働きの状況について

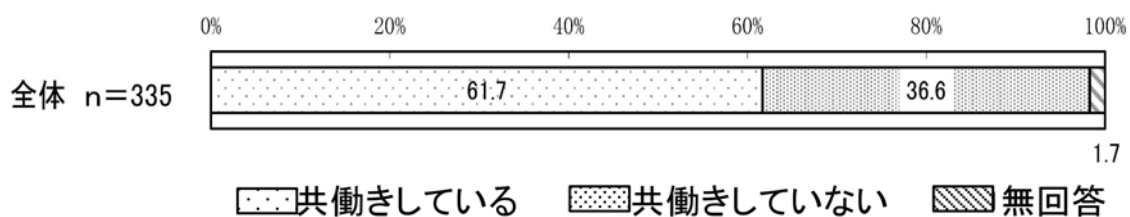
図表4は、回答者の婚姻状況についてたずねた結果です。既婚（配偶者あり）が多く、男女とも70%を超えています。男女ともに20歳代では未婚の占める割合が高く、特に男性は70%を超えています。30歳代以上では男女とも既婚が80%を超えています。

【図表4 配偶者】



図表5は、「既婚（配偶者あり）」と答えた人に共働きをしているかたずねた結果です。共働きを「している」人の割合が高く、全体で61.7%が共働き家庭となっています。

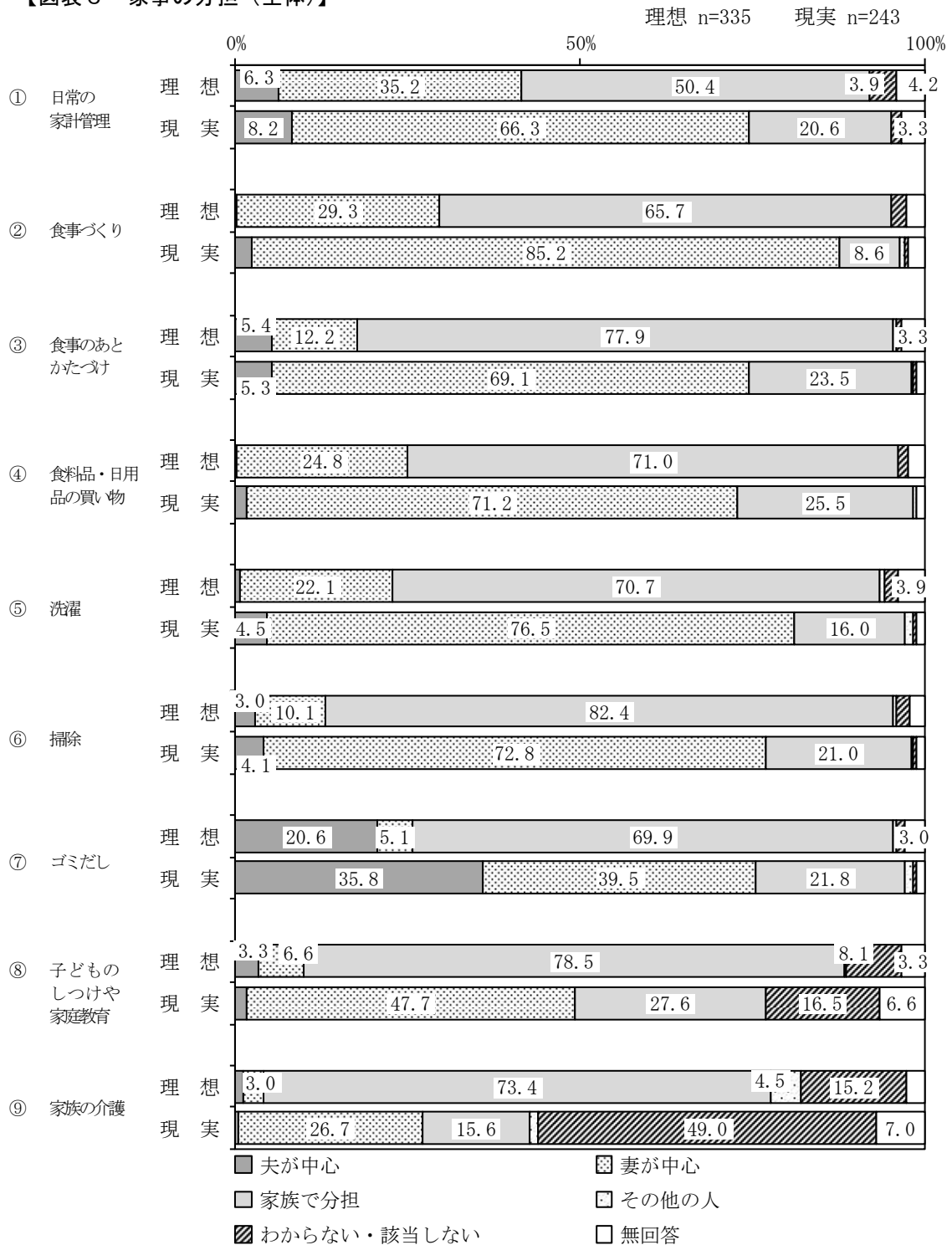
【図表5 共働き】



(3) 家事の分担について

図表6は、家事は誰かが分担するのか望ましいと思うかたずねた結果です。「理想」ではすべての項目において「家族で分担」が最も大きな割合を占めていますが、「現実」では「わからない・該当しない」を除けばすべての項目で「妻」が最も高くなっており、家事の負担が、妻に偏っていることがわかります。

【図表6 家事の分担（全体）】



(注) 3%未満の値は省略。

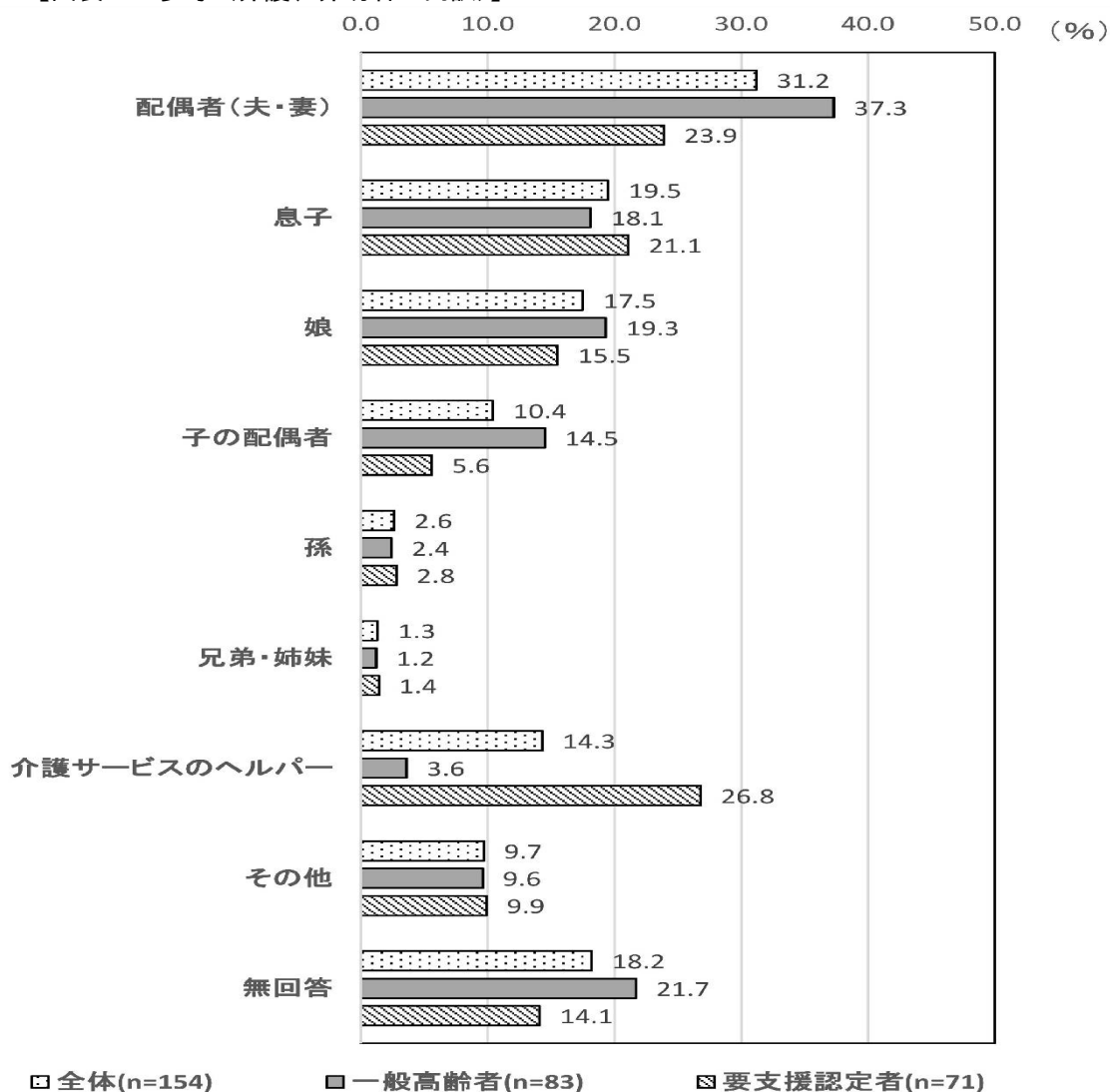
(4) 介護の現状について

図表7は、保険年金課が平成29年度に行った「高齢者福祉計画介護保険事業計画策定のためのアンケート」によるものです。図表6「⑨家族の介護」について具体的に見てみると、一般高齢者では、「配偶者（夫・妻）」の割合が37.3%と最も高く、次いで「娘」の割合が19.3%、「息子」の割合が18.1%となっています。

要支援認定者では、「介護サービスのヘルパー」の割合が26.8%と最も高く、次いで「配偶者（夫・妻）」の割合が23.9%、「息子」の割合が21.1%となっています。

認定の有無別で見ると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「配偶者（夫・妻）」「子の配偶者」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者は「介護サービスのヘルパー」の割合が高くなっています。

【図表7 参考（介護、介助者の内訳）】

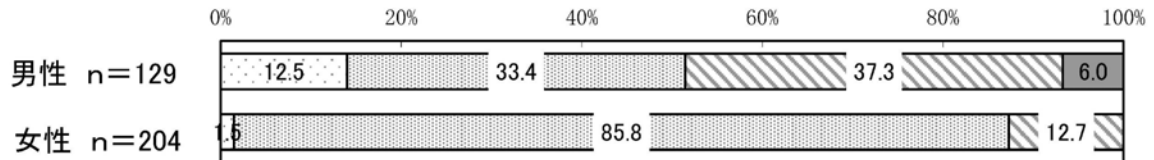


資料：保険年金課「第7期岐南町高齢者福祉計画介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果（平成29年）」

(5) 男性の育児休暇※について

図表8は、男性の育児休暇が定着しているかたずねた結果です。全体では84.5%が「定着しているとは思わない」と答えています。女性で85.8%、男性で82.2%であり全体では性別による大きな違いは見られず定着していないと感じていることがわかります。

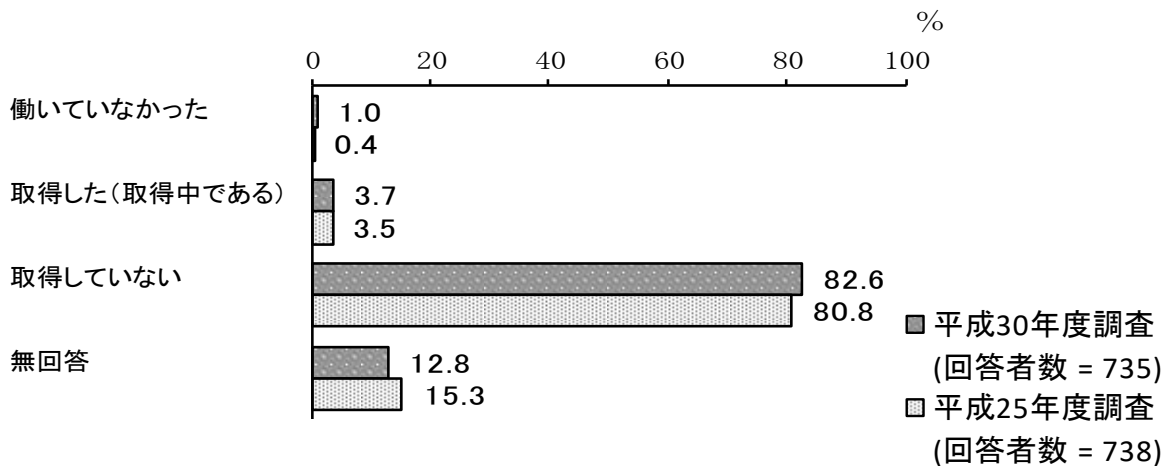
【図表8 男性の育児休暇の定着】



□ 定着していると思う □ 定着していると思わない ▨ わからない ■ 無回答

図表9は、平成31年3月に実施した「子育て支援に関するアンケート」によるものです。父親の82.6%が「育児休業を取得していない」という結果でした。平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【図表9 参考（町の男性の育児休業の取得率）】



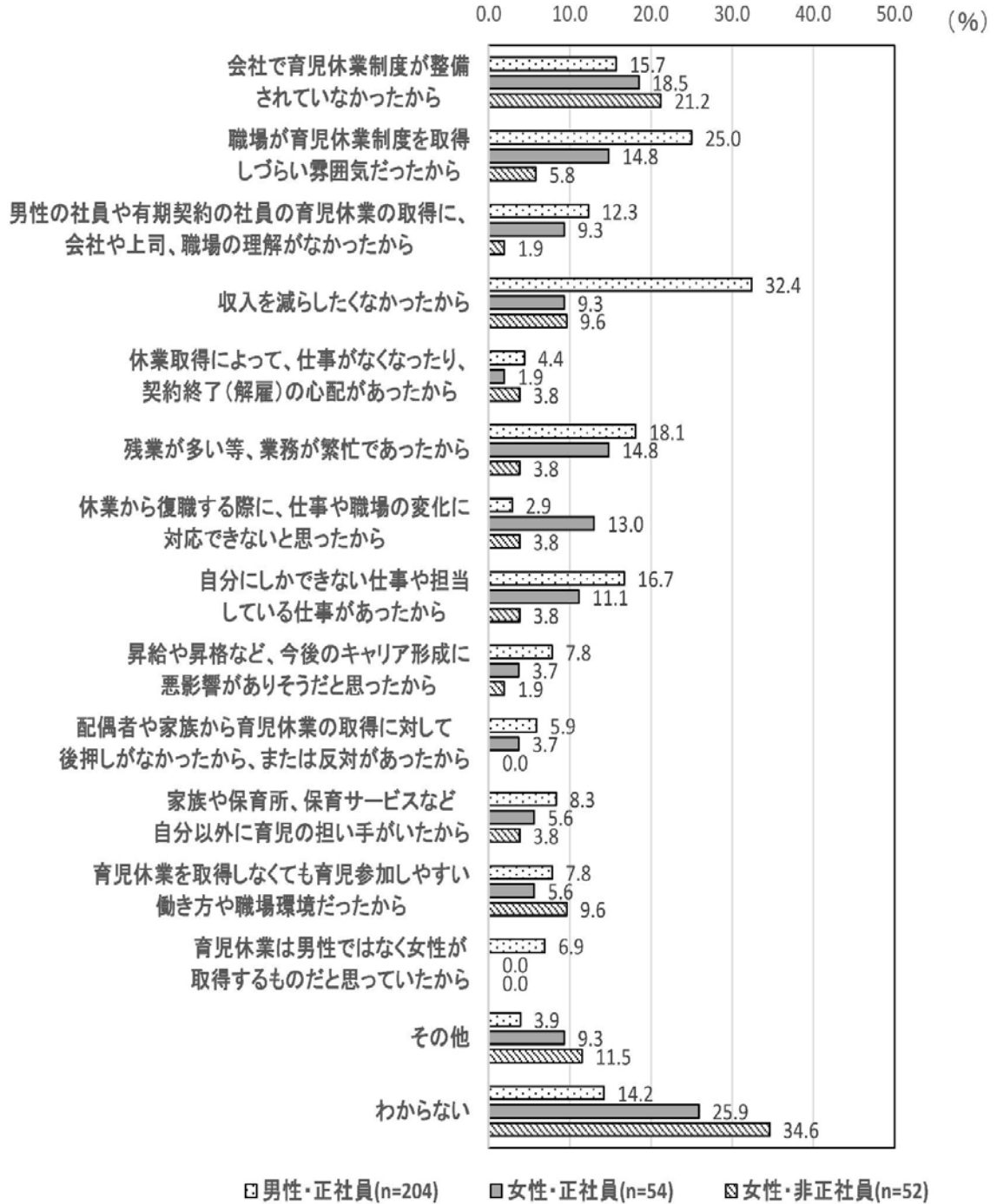
資料：健康推進課「子育て支援に関するアンケート調査結果（平成30年）」

※ 「育児休業」と「育児休暇」の違い

「育児休業」は、法律に基づいて取得することのできる休業制度で、収入減を補う給付制度も含まれています。一方、「育児休暇」は、育児のために休暇を取得することであり、法律の適用外なので、権利の保障等はありません。

図表 10 は、国が平成 30 年に行った「労働者アンケート」によるものです。末子の育児のために休暇・休業制度を利用した回答者のうち、育児休業制度を利用しなかったと回答した方について理由をみると、「男性・正社員」では、「収入を減らしたくなかったから」が高くなっています。

【図表 10 参考（末子のために育児休業を利用しなかった理由：複数回答）】

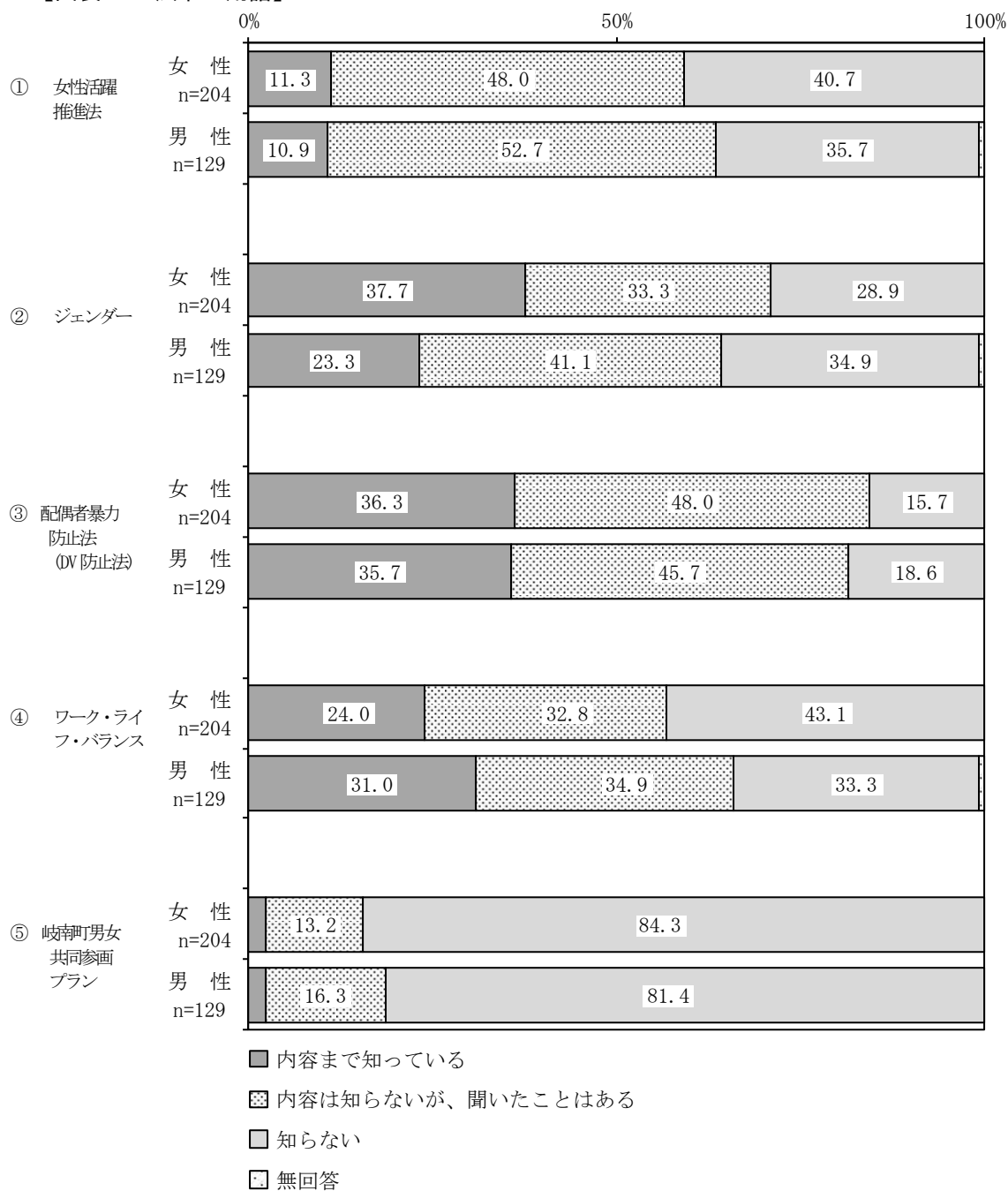


出典：厚生労働省「仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書 労働者アンケート調査結果（平成 30 年）」

(6) 法令・用語について

図表 11 は、次の法令・用語について知っているかたずねた結果です。「知らない」の割合が最も低かった項目は配偶者暴力防止法（DV防止法）」でした。「④ワーク・ライフ・バランス」を除いたすべての項目で、「内容まで知っている」は女性のほうが高くなっています。また、「⑤岐南町男女共同参画プラン」は男女とも 80%以上が「知らない」となっています。

【図表 11 法令・用語】



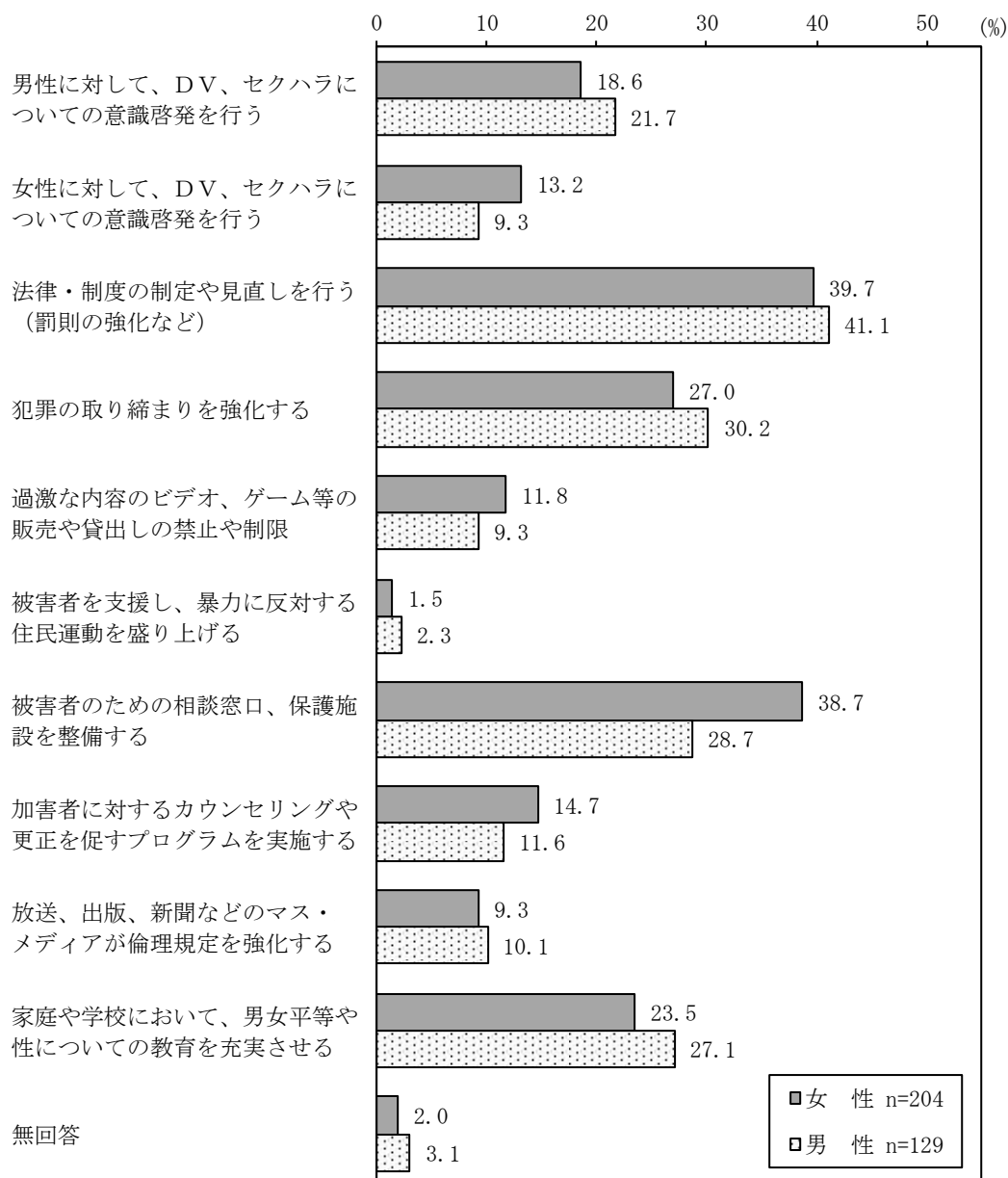
(注) 3%未満の値は省略。

(7) DVやセクハラ等の行為をなくすために必要なことについて

図表12は、「DVやセクハラ等の行為をなくすために、どうしたらよいと思うか」をたずねた結果です。

最も多かった回答は、男女とも「法律・制度の制定や見直しを行う（罰則の強化など）」で、女性では39.7%、男性では41.1%でした。「被害者のための相談窓口、保護施設を整備する」は女性で38.7%、男性で28.7%と回答の比率に最も差のある項目でした。

【図表12 DVやセクハラ等の行為をなくすために、どうしたらよいと思うか】



図表13、14は、岐阜県女性相談センターへの相談内容等の状況について調べたものです。相談内容は、「人間関係」に関する相談が最も多く、3,574件で82.8%を占めています。そのうち、「DV被害相談（夫等の暴力）」は、1,627件で全体の37.7%となっています。また、「医療関係」に関する相談は、641件で全体の14.9%を占めています。そのうち、「精神的問題」の相談は、570件で全体の13.2%となっています。

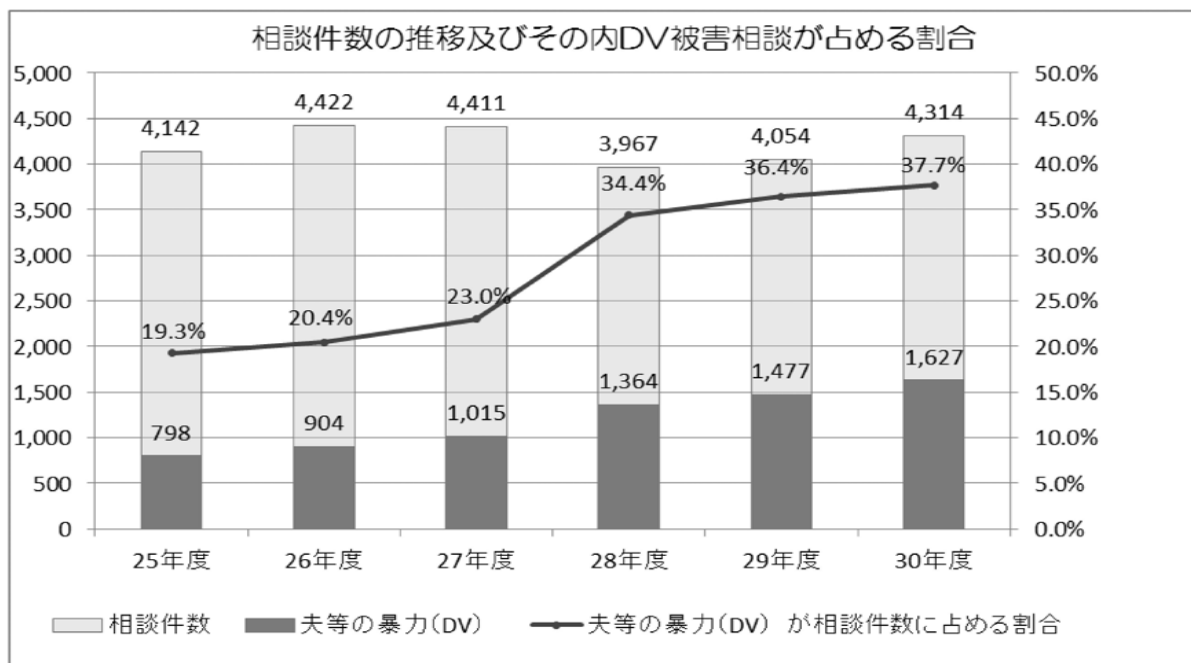
相談件数の状況については、夫等の暴力（DV）が相談件数に占める割合が高くなっており、平成25年度に比べて約2倍の増加となっています。

【図表 13 参考（相談内容別相談件数）】

内容別	人間関係										経済関係			医療関係			住宅問題・帰住先なし	売春・売春強要	人身取引	不親善性交渉・暴力目撃	計			
	夫等の暴力	離婚問題	子どもからの暴力	親の暴力	その他親族の暴力	交際相手からの暴力	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	生活困窮	求職	その他	病気	精神的問題	その他								
28年度	2,880	1,364	142	13	59	16	45	30	38	7	1,166	76	11	17	48	974	42	897	35	28	7	0	2	3,967
29年度	3,203	1,477	105	28	97	16	76	23	65	12	1,304	83	20	21	42	741	40	667	34	23	2	0	2	4,054
30年度	3,574	1,627	88	41	125	21	68	35	100	9	1,460	75	12	14	49	641	41	570	30	19	2	0	3	4,314
	82.8%	37.7%	2.0%	1.0%	2.9%	0.5%	1.6%	0.8%	2.3%	0.2%	33.8%	1.7%	0.3%	0.3%	1.1%	14.9%	1.0%	13.2%	0.7%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	

※30年度の上段は件数、下段は割合を示しています。

【図表 14 参考（相談件数の推移）】

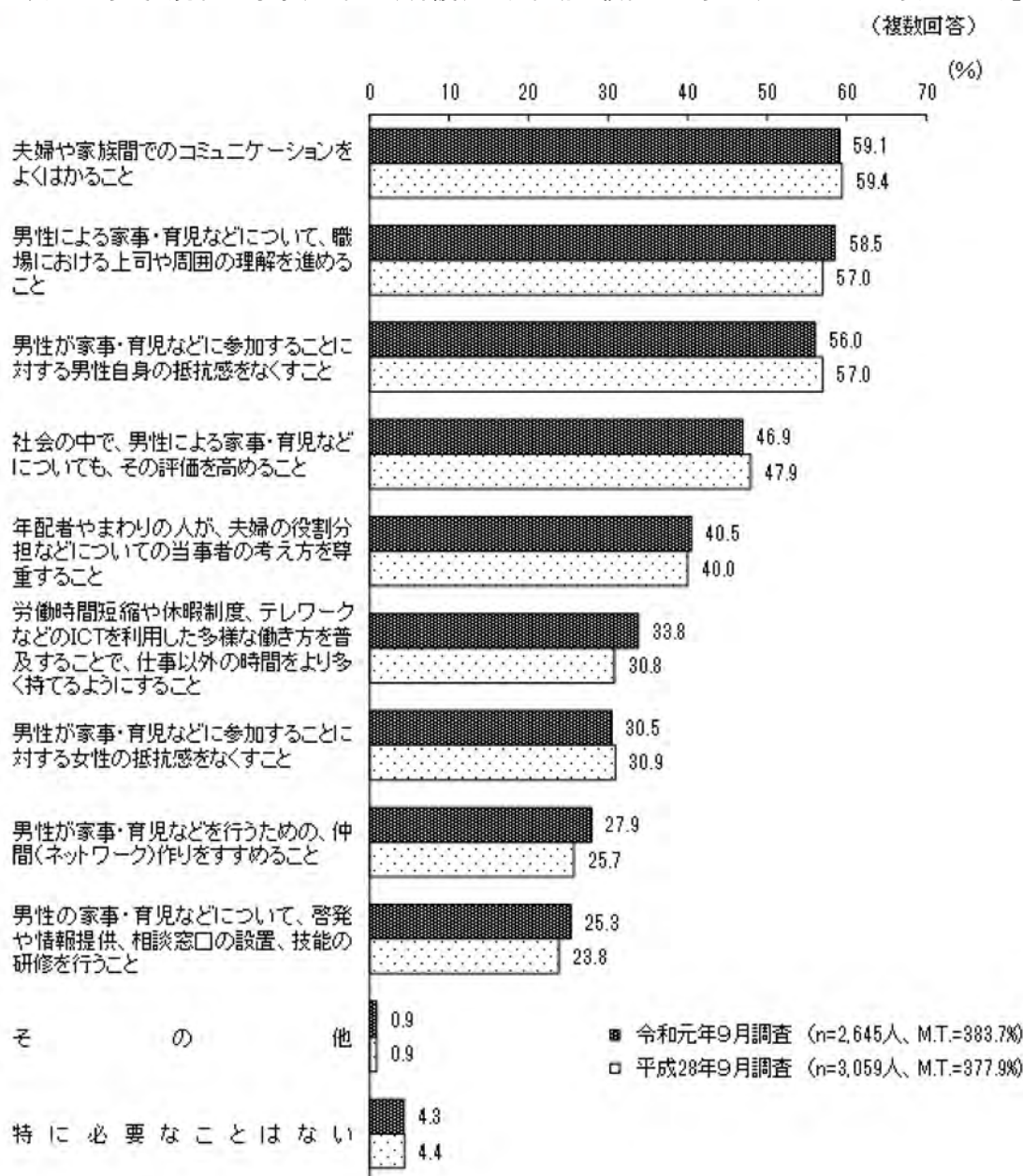


出典：県「女性相談センターにおける平成30年度相談件数」

(8) 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なことについて

図表 15 は、今後、男性が家事や子育て等に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思うか、という件についての国の調査結果では、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」を挙げた者の割合が 59.1%、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」を挙げた者の割合が 58.5%、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」を挙げた者の割合が 56.0%と高くなっています。

【図表 15 参考（男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと）】



出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年）」

第3章 プランの基本目標と施策の方向

1. 基本理念

『男女共同参画社会基本法』では、次の5つの基本理念を定めています。

- 1：男女の人権の尊重
- 2：社会における制度又は慣行についての配慮
- 3：政策などの立案及び決定への共同参画
- 4：家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5：国際的協調

第2次プランでは、『男女共同参画社会基本法』の目的を踏まえ、「岐南町に住む」と「岐南町で働く」ことの両方の面からアプローチして、男女がともに生活しやすい町の実現を目指すという理念のもと取組を進めてきました。

第3次プランにおいては、第2次プランを踏まえ、さらなる男女共同参画の実現のため、国の5つの基本理念や上位計画に基づき、次の基本理念を掲げ各種施策を推進します。

「男女が互いを尊重し、安心して暮らせるまちへ」

これは、個人の人権が尊重され、性別にかかわらず男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、誰もがその個性と能力を発揮し、男女共同参画社会の実現に向け、安心して充実した人生を送ることのできる社会を目指すものです。

2. プランの基本目標とする施策の方向

本プランでは、次の4つを基本目標に定め、施策を推進します。

【基本目標1】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

【基本目標2】働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

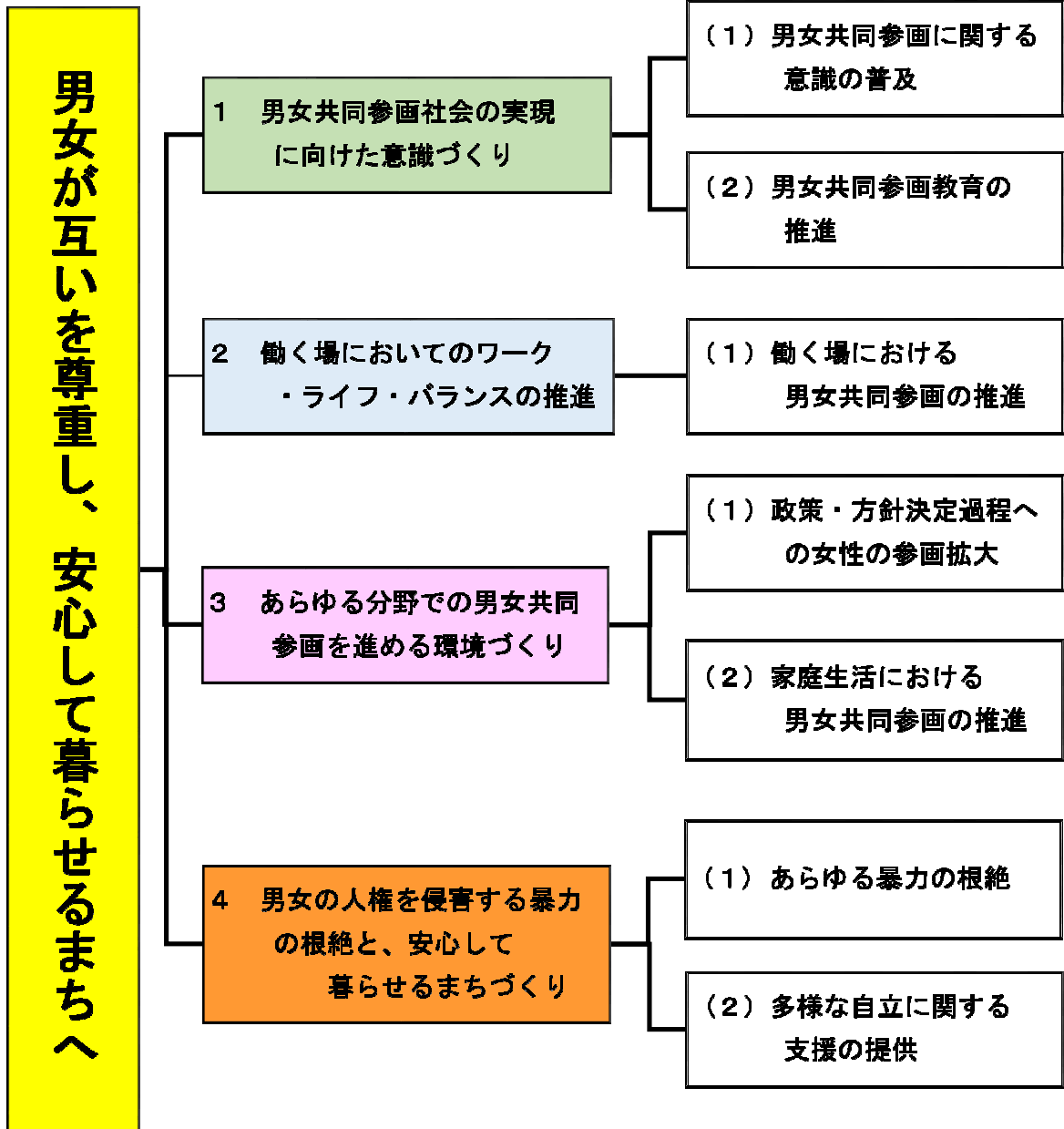
【基本目標3】あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

**【基本目標4】男女の人権を侵害する暴力の根絶と、
安心して暮らせるまちづくり**

[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]



【基本目標 1】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本方針(1) 男女共同参画に関する意識の普及

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意識を理解し、男女の人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させます。また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した一人の人間として尊重され、ともに社会のあらゆる分野に参画していけるよう、男女共同参画意識の普及を図ります。

① 広報・啓発の充実

具体的な施策	担当課
●人権意識の高揚と参画意識の醸成のための啓発 男女の人権意識の高揚や男女共同参画意識を醸成するための啓発イベント等を開催します。	総務課 福祉課
●多様な手段や媒体を活用した情報提供と男女共同参画意識の普及 町のイベント、広報紙、インターネット等を利用して男女共同参画に関する情報提供を行い、意識の普及を図ります。	総務課

② 制度や施策の見直し

具体的な施策	担当課
●男女共同参画の視点に立った制度や施策の見直し 町の制度・施策が男女共同参画に反していないか必要に応じて見直しを行います。また、新たな施策については男女共同参画の視点で策定するよう配慮します。	関係各課

基本方針(2) 男女共同参画教育の推進

教育の場において、男女共同参画の視点に立った人間形成を目指し、一人ひとりが個性と能力を発揮して自らの意思で行動できる教育の推進に努めます。

また、あらゆる世代の男女が、互いの人格や個性を尊重し合い、社会の様々な分野に参画していけるよう、家庭や地域において学習の機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

① 学校における男女共同参画教育の推進

具体的な施策	担当課
●学校における男女共同参画教育の推進 学校において、人権意識を身に付けるための指導の充実を図るとともに、男女共同参画意識の醸成に努めます。	二町教育委員会
●児童・生徒の発達段階に応じた性教育の実施 児童・生徒の成長過程に応じて、人権尊重の観点から性教育を行います。また、性に関する正しい意識と理解を深めます。	二町教育委員会
●キャリア教育の推進 学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、児童・生徒の発達の段階にふさわしいキャリア教育をそれぞれの学校で推進します。	二町教育委員会

② 生涯学習における男女共同参画の推進

具体的な施策	担当課
●各種学級・講座の充実 男女共同参画の視点から、学習内容の充実に努めるとともに、開催時間・場所等、誰もが参加しやすい環境の確保に努めます。	二町教育委員会
●男女共同参画事業の情報提供 岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター等が発信する各種講座・支援事業の情報提供に努めます。	総務課

【基本目標 2】 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針(1) 働く場における男女共同参画の推進

女性の社会参画が進む中、職場における男性優遇意識は未だ根強く残っています。女性も働きやすい労働環境づくりを目指して、職場における意識改革だけでなく、労働に関する法律や、育児・介護休業制度など仕事と家庭の両立支援制度を活用するよう周知徹底を図ります。

また、男女ともにそれぞれの能力を発揮し、やりがいを感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家事・育児・介護・地域活動など、仕事以外の生活との両立を図ることで生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、住民や企業・事業所などに啓発を行います。

① 男女共同参画の視点に立った労働環境整備の啓発・推進

具体的な施策	担当課
● 固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発 働く場における固定的な役割分担意識の高い企業・事業所に対し、慣行などの解消に向けた啓発を行います。	経済環境課
● ワーク・ライフ・バランスの推進 男女ともに、仕事と家庭・地域のバランスがとれた生活を実現できるよう社会的気運を高めるための啓発を行います。	総務課 経済環境課
● ハラスメントのない職場の実現 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等のない職場づくりに向け、働く場への啓発を行います。	経済環境課

② 働く人のための子育て環境の充実

具体的な施策	担当課
● 多様な働き方に対応する子育て環境の充実 延長保育、一時保育、乳幼児保育、障害児保育、学童保育等の充実を図ります。	健康推進課

③ 働く女性の支援

具体的な施策	担当課
<p>●労働と家庭等の両立支援に関する法制度の周知徹底 男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法、育児休業制度、介護休業制度等、労働や両立支援に関する各種法制度についての周知徹底を図るための広報活動の推進を、企業・事業所などに働きかけます。</p>	<p>総務課 経済環境課</p>
<p>●再就職支援のための情報提供 子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、関係団体等と連携を図り、再就職を推進するための情報提供を行います。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>●家庭内労働や農業・商工業等の女性の労働環境整備 農業・商工業等の経営がより発展していくため、経営面にも、その経営を支える生活面にも男女が共同参画できるように、役割分担や相互協力の意識啓発を行います。</p>	<p>経済環境課</p>

【基本目標3】 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

基本方針(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

様々な分野における意思決定の場に男女が等しく参画することは、男女共同参画社会を構築していく上で欠くことができない要件です。今後も慣行の見直しを行うなどの環境整備を進め、方針及び意思決定の場へ積極的に女性の登用や参画促進を図ります。

また、町の政策方針決定にかかわる管理職等への女性の登用が進むよう人材の育成に努めます。

① 町の審議会等における女性の割合の向上

具体的な施策	担当課
● 審議会等への女性の参画促進 町の審議会等において、女性の積極的な登用を進めます。	総務課

② 町職員の人材育成

具体的な施策	担当課
● 職員の人材育成 男性職員、女性職員が平等に学習する機会が与えられ、それぞれが個性と能力を発揮できるよう、職員を対象とした研修の充実を図ります。	総務課
● 女性職員の管理職への登用に向けた取組 幅広い職務を経験できるような配置を行うなど、女性職員の管理職への登用に向けた取組を行います。	総務課

基本方針(2) 家庭生活における男女共同参画の推進

男女共同参画の実現を目指すためには、日々の生活における基盤である家庭での実践が重要です。しかしながら、家事・育児・介護等の多くは、依然として女性が担っている現状があり、さらに共働き世帯の増加などもあって、家庭における育児、介護、教育等の機能低下等、様々な問題が生じています。このような中、世代を超えて家庭での固定的な役割分担意識を見直し、家事・育児・介護等において男性と女性がともに担うといった意識を持つことが重要です。家族が互いに尊重し協力し合い、ともに責任を担って家庭生活が営まれるよう、意識の啓発や各種支援に努めます。

① 家庭生活における男女共同参画の促進

具体的な施策	担当課
<p>●子育てに関する多様な情報提供と家庭教育の充実 多様な環境に配慮した子育て情報について、広報紙等を利用して提供します。また、母子保健事業や、PTA活動、地域活動などと連携し、家庭教育の充実に努めます。</p>	二町教育委員会 健康推進課

② 男性の育児・家事への参画促進

具体的な施策	担当課
<p>●男性の育児・家事参画への意識啓発 男性が積極的に育児や家事に参画するよう、意識の啓発に努めます。</p>	健康推進課
<p>●性別に関わらず参加できる講座の提供 家事・育児・介護など生活をともに助け合うことのできる講座等の充実を図ります。また、開催日程等に配慮するとともに講座への出席を呼びかけます。</p>	生涯教育課
<p>●相談窓口の充実 育児に関する様々な問題を相談できる窓口の充実、情報提供に努めるとともに、今後も関係部署や関係機関と連携を強めていきます。</p>	健康推進課

③ 男女がともに支える介護の推進

具体的な施策	担当課
<p>●介護を支える施策の推進 介護者の介護負担を軽減し、孤立化しない支援に努めます。</p>	保険年金課
<p>●介護に関する様々な情報提供 広報紙等を利用し、介護保険制度や介護に関する各種サービスについて情報提供に努めます。</p>	保険年金課
<p>●介護相談窓口の充実 高齢者相談支援事業として身近なところで気軽に相談できる体制を整備します。</p>	保険年金課

【基本目標 4】 男女の人権を侵害する暴力の根絶と、 安心して暮らせるまちづくり

基本方針(1) あらゆる暴力の根絶

配偶者などからの暴力は、犯罪行為にもつながる人権侵害であり、重大な社会問題です。平成 19 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（改正配偶者暴力防止法）」が施行され、市町村における基本計画の策定が努力義務とされるなど、対策の強化が求められています。町においては、その基本計画と本計画を一体的に策定し、DVの根絶に向けて、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めていきます。

あらゆる暴力に対処するため、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図り、被害者が相談しやすい環境を整備し、関係機関との連携体制を整備します。

① 暴力の防止に向けた意識啓発

具体的な施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●暴力の防止に向けた啓発活動 人権尊重の観点から、様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、幅広い年代に向けて防止のためのさらなる意識啓発を推進します。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●セクシュアル・ハラスメント防止の取組・啓発 職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する取組を強化するため、意識啓発を推進します。 	総務課

② 相談体制の充実

具体的な施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の設置 DVなどの相談に対応できるよう庁内の体制を整えるとともに、関係機関との連携を図ります。 	健康推進課 住民課
<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知 DVなどの相談に応じるため、広報紙等様々な機会を通じて相談窓口の周知を図り、相談者が相談しやすい環境を整えます。 	健康推進課 住民課

③ 暴力被害者の保護と支援

具体的な施策	担当課
<p>● 関係機関との連携</p> <p>被害者の保護と支援のため、配偶者暴力相談センター（婦人相談所）・医療機関・警察・保健所・人権擁護委員など関係機関との連携を深め、被害者の安全確保を図りながら、必要に応じて一時保護、施設入所などの支援を行います。</p>	健康推進課
<p>● 自立に関する支援の充実</p> <p>DV被害者が避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた支援を行います。</p>	健康推進課 保険年金課

基本方針(2) 多様な自立に関する支援の提供

個人の生き方やライフスタイルが多様化する中で、共働き家庭、ひとり親家庭、単身・高齢者世帯、障害者（児）がいる家庭など、そのあり方はさまざまです。そのような家族の一人ひとりが、社会の中で活動していくためには、どんな形の家であれ、自立して安定した生活ができる環境づくりと、そのための社会的な困難を抱え、貧困に陥る可能性が高いなど、さまざまな課題に向き合うことになるため、就業支援や子育て支援、経済的支援などの生活支援を実施し、これらの支援策を周知するとともに、相談機能の充実を図ります。

① 多様な自立に関する支援

具体的な施策	担当課
<p>● 障害者（児）相談事業の充実</p> <p>障害者（児）の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用支援などの充実を図ります。子どもの発達への遅れに対する相談支援や療育等の活動支援体制の充実を図ります。</p>	健康推進課
<p>● 障害者（児）の地域生活支援及び生活環境の向上</p> <p>障害者（児）が、安心して家庭や地域で暮らせるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組み、社会参画のための支援を行います。</p>	福祉課
<p>● 単身・高齢者世帯への各種支援</p> <p>単身者や高齢者が地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、就業機会の拡大・情報提供など、相談・支援体制の充実を図ります。また高齢者のこころの健康づくりや生きがいづくりに努めます。</p>	福祉課 保険年金課
<p>● ひとり親家庭等への各種支援</p> <p>児童扶養手当、就学援助費、ひとり親家庭等医療費助成事業のほか、子育て支援の充実や就業に関する情報提供などの相談・支援体制の充実を図ります。</p>	健康推進課 福祉課 二町教育委員会

第4章 プランの推進体制

プランの推進

1. 庁内推進体制

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携を図り、総合的かつ計画的に実施します。

2. 国・県等計画機関や民間団体との連携

男女共同参画の形成に向けた取組みは、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国や県、他の自治体をはじめ男女共同参画を推進する組織・団体等との連携を図りながら、より効果的に推進します。

3. 計画推進のための町の審議会等における女性委員の割合目標

(各年度4月1日現在)

審議会等名称	令和元年度現状値 (%)	令和6年度目標値 (%)	担当課
防災会議	0.0	5.6	総務課
国民保護協議会	6.7	13.3	総務課
固定資産評価審査委員会	0.0	33.3	総務課
監査委員	50.0	50.0	総務課
選挙管理委員会	0.0	25.0	総務課
総合計画審議会	27.8	33.3	総合政策課
まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	25.0	33.3	総合政策課
民生委員推薦会	16.7	16.7	福祉課
民生委員・児童委員	83.0	83.0	福祉課

審議会等名称	令和元年度現状値 (%)	令和6年度目標値 (%)	担当課
国民健康保険 運営協議会	0.0	16.7	保険年金課
子ども・子育て会議	61.5	53.8	健康推進課
社会教育委員	15.4	30.8	生涯教育課
総合調理センター運営 委員会	9.1	9.1	生涯教育課
文化財保護審議会	0.0	20.0	生涯教育課
農業委員会	0.0	9.1	経済環境課
教育委員会	50.0	50.0	二町教育委員会
交通安全対策協議会	19.2	30.8	土木課
都市計画審議会	0.0	14.3	土木課

